

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築・実装等業務委託

公募型プロポーザル募集要項

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築・実装等業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加事業者を募集いたします。

記

1. 件名

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築・実装等業務委託

2. 目的

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）及び SHIBUYA CREATIVE JUNCTION の活用により、デジタル技術やデータをもとに、区の現状や対策すべき課題に対する共通理解を深め、課題解決に資する環境の整備、基盤の運用保守、機能追加及び追加のデータ連携を中心に、さらなる基盤拡充・データ連携・サービス創出・プロモーションを進め、渋谷区らしいデータ活用の在り方をともに考え、つくっていただける事業者を募集する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

渋谷区が指定する場所

5. 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

なお、「委託仕様書」は、本事業の契約予定事業者を選定するためのものであり、契約予定事業者の決定後、当該事業者から提出された提案を反映した仕様に調整したうえで、契約締結用の仕様書を作成する。

6. 参考予算額

27,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※なお、この金額は本業務における提案上限額であり、契約金額を示すものではない。

7. 参加資格

提案書提出者に要求される資格は以下の全てを満たすこととする。基準日は本件公募開始日とし、契約締結日までに参加資格を満たさなくなった場合はその時点で失格とする

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 渋谷区の入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格)を有していること。
- (3) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 9 年 3 月 27 日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納する等の経営不振状態になく、本事業を安定的に運営できる財務力を有していること。
- (6) ISO/IEC 27001(JIS Q27001)またはプライバシーマークの認証を、契約期間が終了するまで有効な状態で保有していること。

8. 参加受付

(1) 受付期間

4 月 10 日（金）から 4 月 23 日（木）17 時まで
（受付は土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時）

(2) 提出方法

「14 提出、問合せ先」に持参すること。

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

② 会社案内パンフレット等

直近の決算報告書を添付するものとする。

③ 労働条件調書（様式 2）

④ 渋谷区における競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営入札 参加資格)を有していない者は、以下の書類も併せて提出する。

・登記簿謄本（正本）（発行後 3 カ月以内のもの。法人に限る。）

・商号登記簿謄本（正本）（発行後 3 カ月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）

・身分証明書（正本）（発行後 3 カ月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）

・登記されていないことの証明書（正本）（発行後 3 カ月以内のもの。個人で商

号を用いないで営業している者に限る。)

- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書。）
- ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ・法人税又は所得税の納税証明書そのⅠ（正本）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書そのⅠ（正本）

(4) 参加資格審査

参加申込書の提出があった者の資格審査を行う。参加申込書を提出した全ての事業者に対して、参加資格審査結果通知書を4月28日（火）に電子メールにて送付し、参加の可否を通知する。

9. 質問及び回答の方法等

本プロポーザルに関する質問については、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期間

4月10日（金）から4月23日（木）17時まで

(2) 質問方法

質問書（様式3）に記入し、電子メールで提出すること。

送付先：div-smartcity@shibuya.tokyo

※ メール の 件名 は 「プロポーザルに関する質問」とすること。

※ ファイルはzip化せずに送付すること。

※ メール送信後、事務局に電話で受信確認を行うこと。

※ 質問の内容について個別に確認する場合がある。

(3) 回答方法

参加資格のあるすべての事業者に対し、質問者を伏せたうえで質問と回答をメールに添付して送付する。

回答予定日 令和8年4月28日（火）

(4) 注意事項

質問の内容は、提案書の作成及び提出に必要な事項、業務に係る条件等に限るものとし、評価及び審査に係る事項や提案内容に関する質問は受け付けない。

10. 提案書の作成及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年5月14日（木）12時まで

(2) 提出方法

「14 提出、問合せ先」へ持参もしくは郵送とする。郵送の場合は必着とする。

(3) 提案書作成要領

① 提案者は、「提案項目」（別紙2）に掲げる内容について、漏れなく記入し、作

成すること。

- ② 提案書の表紙は（様式 4）を使用し、表紙の次に目次を付けること。
- ③ 提案書は A 4 判横書き（用紙の縦横は自由）、両面印刷で 20 ページ以内とする。
- ④ 提案書の各ページにはページ番号（通し番号）を記載すること。
- ⑤ 見積り書の作成には（様式 5）を使用すること。
- ⑥ 提案書の各ページと「提案項目」（別紙 2）の対応箇所が分かるよう記載すること。
- ⑦ 公正公平な審査を行うため、提案書副本の作成にあたっては、すべての書類において**提案者が識別できる文章や文言、デザイン等の使用を避けること**。提出された提案書内に、提案者が類推できると判断した文言、デザイン等が記載されている場合、事務局の判断で被覆する。

（4）提出部数

- ・提案書 正本 1 部
- ・提案書 副本 8 部
- ・電子媒体（DVD 又は CD-R） 1 部

※ 「提案項目」（別紙 2）に掲げる項目の順で並べ提出すること。

※ 提案書への企業名等の記載は正本のみとし、副本の該当箇所は被覆すること。

（5）その他

- ① 提出された提案書等の提出物は一切返却しない。なお、提出物は本事業の事業者選定以外には使用せず、区が責任を持って保管・廃棄するものとする。
- ② 本プロポーザルについて渋谷区情報公開条例（平成元年条例第 39 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第 6 条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。
- ③ 参加申込書【様式 1】提出後に提案書の提出を辞退する場合は、その理由を記載して、提案書の提出期限までに区に通知すること。（任意様式）

11. 審査方法等

（1）選定委員会の設置

渋谷区都市データ連携基盤（都市 OS）構築・実装等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

（2）選定方法

「提案書」による一次審査と、「プレゼンテーション・ヒアリング」による二次審査を実施する。一次審査を通過した事業者のうち概ね上位 3 者を対象に二次審査を行い、両審査の合計評価点の最も高かった者を契約候補者として選定する。

（3）評価方法

選定委員会は、「選定評価基準」（選定評価基準の概要は別紙3）に基づき評価を行うものとする。一次審査の結果は、全ての参加事業者に電子メールで通知する。

※評価が同点となった場合の措置

①「選定評価基準の概要」（別紙3）における「提案内容の実現性と効果」の合計点が最も高い者を上位とする。

② 上記①が同点の場合、提案金額が最も低い者を上位とする。

(4) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査後、選定委員会が指名する提案者に対して、「プレゼンテーション・ヒアリング」による二次審査を行うものとする。対象となる提案者には、令和8年5月22日（金）（予定）に実施の詳細を通知するものとする。

二次審査は、令和8年5月27日（水）に実施を予定する。1提案者あたり35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）程度を予定している。

説明者の人数は3名以内とする。なお、本委託で当区の担当を予定する者は、必ず出席すること。

出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定の対象としない。

説明の際には、提案書その他の資料をスクリーンに映写することができる。映写する場合のプロジェクター、スクリーンは区側で用意する。

通信環境は区側では用意しないため、必要な場合は事業者側で用意すること。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、自己の結果のみを提案者に対し文書で通知する。

通知予定日 令和8年6月上旬

12. スケジュール

参加申込書受付	公募開始の日から同月23日（木）17時まで
質問受付	同上
参加資格審査結果の通知	令和8年4月28日（火）
質問回答	同上
提案書の提出	令和8年4月28日（火）から5月14日（木）12時まで
一次審査結果通知	令和8年5月22日（金）（予定）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年5月27日（水）（予定）
契約候補者の決定	令和8年6月上旬（予定）
契約締結時期	令和8年6月中旬（予定）

13. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 区が提供した資料は、提案書作成の用途以外には使用しないこと。
- (3) 提出された提案書等が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - ①記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ②虚偽の記載をしたもの
- (4) 提案書類等で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 提案書は、1者につき1案の提出とする。
- (8) 本募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ区が定める。
- (9) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、契約にあたっては、契約候補者と提案内容に基づき詳細を協議の上（仕様書記載事項以外の独自提案・追加提案が優れており、かつ、実現可能性がある場合、業務として加えることもある。）、契約を締結するものとする。なお、協議に必要な資料については、契約候補者が作成するものとする。また、契約候補者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとする。
- (10) 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。
- (11) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。
- (12) 本要項に定めのない事項については、協議により定める。また、本要項の定めに疑義が生じた場合も同様とする。

14. 提出、問合せ先

渋谷区役所 産業観光文化部 グローバル拠点都市推進課 都市データ活用推進主査
〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎7階
Tel : 03-3463-1529 (直通)
E-MAIL : div-smartcity@shibuya.tokyo